

いわき市風力関連裾野拡充型資格取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、風力発電関連業務への地域企業の参入を促進するため、当該業務に従事するにあたり必要とされる資格の取得を促進することで、産業人材の高度化及び就労機会の拡大に寄与し、もって地域産業の活性化に資する取組みを行う団体に対する補助金の交付に関し、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象事業を行う者（以下「補助対象事業者」という。）、補助対象事業の施行に必要な経費のうち補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(申請期日及び添付書類)

第3条 規則第4条第1項の市長の定める期日及び同項第4号に掲げる書類は、別に定める。

(承認不要な事業計画の変更)

第4条 規則第7条第1項の市長の定める軽微な変更は、次に掲げるものを除く変更とする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更
- (2) 補助対象事業者の変更
- (3) 補助金の額の増額又は2割を超える減額変更

(補助事業着手届の省略)

第5条 規則第10条ただし書の規定により、同条の補助事業着手（完了）届（補助対象事業に着手する場合に限る。）を省略する。

(補助金の交付請求時期)

第6条 規則第11条に規定する補助金等交付請求の時期は、規則第13条の規定により補助金の額が確定した後とする。

(概算払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。ただし、概算払の交付は1回限りとし、概算払請求額は、補助対象経費のうち支払いが完了した額についてのみ認め、かつ、交付決定額の2分の1を上限とする。

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第12条第2号に規定する書類は、成果報告書及び収支決算書の支出の部を証する書類とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から実施する。

別表第1（第2条関係）

補助対象事業者	次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 個社の利益に捉われず、地域産業を支える人材の育成・確保に取り組む事業を行う法人等（法人又は複数の法人、若しくは任意団体で組織される団体をいう。以下この表において同じ。）であること。 (2) 宗教活動又は政治活動（これらに付随する活動を含む。）を目的とする法人等でないこと。 (3) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと。 (4) 市税の滞納がない法人等（複数の法人又は任意団体で組織される団体にあつては、その全ての法人）であること。
補助対象事業	次に掲げる要件のいずれにも該当する事業 (1) 同一の5人以上の受講を希望する者（以下「受講者」という。）に対して、次の技能講習又は特別教育のうち、2つ以上を無償で提供する事業であること。 ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第36号に掲げる玉掛け技能講習 イ 安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）第13条に規定する高所作業車の運転の業務に係る特別教育 ウ 安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）第24条に規定する墮落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育 (2) 前号の技能講習又は特別教育を提供後、受講者に対して市内企業への定着を支援する事業であること。
補助対象経費	受講料、教材費、報償費、消耗品費、保険料、委託料そ

	の他の市長が必要と認める経費から公租公課に係る金額を除いた経費
補助金の額等	(1) 補助金の額 補助対象事業の提供を受ける受講者 1 人当たり 6 万円以内 (2) 補助率 補助対象経費の10分の10以内 (3) 補助限度額 1 補助対象事業者につき120万円